○経済産業省告示第二百二十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十八年八月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年八月二十四日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
409969	山本　晃

○国土交通省告示第九百五十三号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年八月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第三〇〇〇八六号	木原　悠貴	兵庫県	平成二十八年八月十二日	東京湾水先区
第三〇〇〇八七号	小林　剛丈	栃木県	平成二十八年八月十二日	東京湾水先区
第三〇〇〇八八号	勝間　武勇	鹿児島県	平成二十八年八月十二日	内海水先区
第三〇〇〇八九号	加藤　耕大	福岡県	平成二十八年八月十二日	内海水先区
第三〇〇〇九〇号	内田佑太郎	熊本県	平成二十八年八月十二日	内海水先区
第三〇〇〇九一号	井上　明幸	福岡県	平成二十八年八月十二日	内海水先区
第三〇〇〇九二号	安藤圭一郎	大分県	平成二十八年八月十二日	関門水先区

○防衛省告示第百七十三号

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第八十七条の規定に基づき、漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期をそれぞれ次のように定める。

平成二十八年八月二十四日

防衛大臣　稲田　朋美

漁船の操業を制限し、又は禁止した区域の名称	損失補償を行う期間	損失補償申請書を提出すべき時期
佐多対空射撃場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先）（平成二十八年防衛省告示第百二十九号）	平成二十八年六月十日から同年八月三十一日まで	平成二十八年九月一日から同年十一月三十日まで
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）（平成二十八年防衛省告示第百五十四号）	平成二十八年七月十六日から同年九月二十五日まで	平成二十八年九月二十六日から同年十二月二十六日まで

○経済産業省告示第二百二十八号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十八年八月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年八月二十四日

経済産業大臣　世耕　弘成

登録番号	氏名
409151	和田　智巳
409157	久井　昌明
409167	入佐　泰明
409170	永倉　祐一
409217	高市　竜介

登録番号	氏名
409153	柿原　弘志
409165	岡　純
409169	伊藤　唯史
409185	川原田　博
409219	眞鍋　裕荒

○東北地方整備局告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

一　道路の種類及び路線名　一般国道　四十八号

二　道路の位置　山形県東根市大字関山字女長坂地先から天童市大字久野本字旦原地先まで

三　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　ＫＤＤＩ株式会社　代表取締役社長　田中　孝司

住所　東京都千代田区飯田橋三丁目十番十号

四　他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

道路管理者が道路管理の用に供するため設置している道路附属物である光ファイバケーブルのうち、本協定に基づき他の工作物管理者と道路管理者の兼用工作物となる芯線に断線、不通などがなく、正常な通信状態にあることの確認

四　管理の期間

平成二十八年八月二日から本協定の存続する日まで

○関東地方整備局告示第二百七十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十四日　関東地方整備局長　大西　亘

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百九十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三郷市彦江三丁目一〇三番二から同市彦江三丁目九番二まで	前	七八・二〇～七九・六八メートル	〇・〇七八キロメートル
	後	七八・二〇～七九・六八メートル	〇・〇七八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○北海道開発局告示第二百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十四日　北海道開発局長　今　日出人

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
美唄市字カーウシュナイ六五三番四から同市字カーウシュナイ六五三番一	前	四七・〇六～六七・三〇メートル	〇・一三〇キロメートル
	後	四七・二四～七五・七五メートル	〇・一三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第二百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月二十四日　北海道開発局長　今　日出人